

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
梅ふりかけ，非常用糧食用	G Q - N 1 7 0 1 0 0 D	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 元年 1 0 月 3 0 日
	変 更	令和 7 年 2 月 4 日
	作成部隊等名	補給統制本部 需品部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する非常用糧食の構成品の梅ふりかけ，非常用糧食用について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 による。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は，“梅ふりかけ”とする。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G Q - N 1 7 0 0 5 3 非常用糧食通則，0 1 改

b) 法令等

食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）

日本農林規格等に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 5 号）

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 1 2 号）

食品表示法（平成 2 5 年法律第 7 0 号）

2 製品に関する要求

2.1 全般

この製品は，“食品衛生法”，“日本農林規格等に関する法律”及び関係規則に基づき製造したものでなければならない。

2.2 材料

材料は，表1による。

表1－材料

区分	規定又は基準
おかか調味玉	かつおの風味を呈する茶色の調味か（顆）粒
梅調味玉	梅の風味を呈する赤色の調味か（顆）粒

表1－材料（続き）

区分	規定又は基準
しそフレーク	赤しそ葉を調味して乾燥させたフレーク
梅肉パウダー	梅肉を主成分とする赤色の粉末
フレーク（赤）	薄片状の赤色のフレーク
カルシウム調味玉	ほたて貝殻カルシウムを主原料とする黄色のか（顆）粒
海苔	焼海苔特有の風味と色艶をもつ板海苔を刻んだもの

2.3 配合

配合は、表2を標準とする。

表2－配合

材料	単位 % 割合
おかか調味玉	37.5
梅調味玉	28.8
しそフレーク	17.3
梅肉パウダー	6.9
フレーク（赤）	5.7
カルシウム調味玉	2.9
海苔	0.9

2.4 充填

表2を標準として配合し、かくはん後、充填する。

2.5 内容量

内容量は、3.2 g以上を標準とする。

2.6 品質

2.6.1 品位

品位は、配合状態、色沢及び香味が良好で異味異臭がなく、きょう雑物などの混入を認めない。

2.6.2 容器

容器は、次による。

- 形状** 形状は、袋状容器とし、細部は、製造者の仕様による。
- 材料・構造** 材料及び構造は、ポリエステル（12 μ m）、アルミニウムはく（7 μ m）及びポリエチレン（40 μ m）を主材とし、細部は、製造者の仕様による。
- 厚さ** 厚さは、67 μ m $\pm$ 7 μ mとする。
- 寸法** 寸法は、幅90 mm以下 $\times$ 長さ110 mm以下とする。
- ノッチ** ノッチは、I形とし、上部又は下部を標準とし、サイドで機能を発揮する位置とする。
- 堅ろう性** 堅ろう性は、GQ-N170053の2.3による。

2.7 外観

外観は、きず、汚れなどの有害な欠点がなく、密封が完全で仕上がりが良好でなければならない。

2.8 製品の表示

2.8.1 全般

製品の表示は、“食品表示法”及び“計量法”の規定に基づく。

2.8.2 表示方法

表示方法は、GQ-N170053の2.7.1による。

2.8.3 表示項目

表示項目は、製品の呼び方、名称（契約の相手方が定める名称）、原材料名（添加物に含まれる特定原材料などを含む。また、質量の割合が最も高いものについては、原産地を記載する。）、添加物（原材料名の欄の後ろに、“／”で区切り添加物を記載してもよい。）、内容量、賞味期限、保存方法、製造者又は販売者、製造所（製造者又は販売者と同一の場合は、省略してもよい。）及び栄養成分表示とする。

2.8.4 表示要領

表示要領は、製造者の仕様による。

2.8.5 ロット番号

ロット番号は、適宜の位置に表示してもよい。

2.8.6 容器包装識別表示

容器包装識別表示は、“容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律”に基づく識別表示を適宜の位置に表示する。

3 品質保証

品質保証は、GQ-N170053の箇条3による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 承認用見本など

契約の相手方は、製造に先立ち、表3に示す承認用見本などを契約担当官等に提出し、外観及び製品の表示について承認を受けなければならない。ただし、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が同一年度に同一品目の契約実績があり、同一製造体制で製造する場合は、省略してもよい。

表3－承認用見本など

種類		数量	規定
承認用見本	容器	1	2.6.2による。
提出書類	包装材料証明	4	
	材料証明	4	2.2による。
	製造工程表	4	2.3及び2.4による。

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。